

住宅のリフォームは一般的に、水回りなどの設備の老朽化や、家族構成の変化で間取りを変えたい場合などに行うことが多いが、国が推進する「バリアフリー」「省エネ」「耐震改修」の3分野の工事をするにより、該当工事費用や住宅ローン残高の一部が所得税から控除される制度がある。

主な減税制度をあげると、ローンの有無にかかわらず使える「投資型」と、5年以上のローンを組んだ場合の「ローン型」である。

◎ 投資型は3分野の工事が対象で、工事を行った1年に限り、国の定める標準的な工事費用の10%が、納められた所得税から差し引かれる。

◎ ローン型はバリアフリーと省エネを対象に、工事費用の2%分が5年間にわたって差し引かれる。この2分野と同時に行われた他の分野の工事費用についても、その工事費用相当分のローン残高の1%が控除される。

また、3分野の工事を行った翌年度分に限り、固定資産税が最大2/3軽減される。これらは所得税確定申告の際に手続きを行うことが必要。

※ (省エネ + バリア + 耐震) ⇒ 2/3    (省エネ + バリア) ⇒ 2/3  
(省エネ + 耐震) ⇒ 1/2    (耐震 + バリア) ⇒ 1/2  
(省エネのみ) ⇒ 1/3    (バリアのみ) ⇒ 1/3

バリアフリーの工事では、介護保険も利用できる。

工事費用の9割(上限18万円)が支給される。このほか多くの自治体が独自に補助金の支給や専門家の派遣などの制度を設けているので、詳細は各自治体の担当部署に問わせてほしい。

◇◆ 制度を利用するポイント ◆◇

- リフォームの目的を明確にして、必要な工事だけに絞ること
- 着工前の申請手続きや証明書を準備する
- 信頼できる事業者を選ぶ

(参考：読売新聞記事から)